

佐賀県監査委員告示第 1 号

佐賀県代表監査委員規程（昭和39年佐賀県監査委員告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 25 日

佐賀県代表監査委員 原 惣 一 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（事務の委任等） 第 5 条 代表監査委員は、前条の事務のうち次に掲げる事項を事務局長に委任する。 （1）・（2） 略 （3） 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、引き続き 3 日以内の特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第19条第 1 項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。 （4）～（10） 略 2・3 略	（事務の委任等） 第 5 条 代表監査委員は、前条の事務のうち次に掲げる事項を事務局長に委任する。 （1）・（2） 略 （3） 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、<u>子育て部分休暇</u>、引き続き 3 日以内の特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第19条第 1 項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。 （4）～（10） 略 2・3 略

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。